



## どっちの味方？ 弁護士 高遠 あゆ子



わたしたちは、「どんなときも困っている方の味方になりたい」、との思いで日々奔走しています。ですが、そんなわたしたちも味方になれないことがあります…それは、利益相反となる場合です。

弁護士法や弁護士職務規程には、弁護士が職務を行なってはならない場合についての定めがあります。たとえば、相手方の協議を受けて賛助した事件、依頼を承諾した事件、受任している事件の相手方の依頼による他の事件などです（弁護士法25条）。そもそも、民法でも法律行為の双方代理を禁止しています（民法108条）。

なぜ、困っている方を助けられない場合があるのでしょうか。それは、弁護士は誠実かつ公正に職務を行わなければならないからです（弁護士職務規程第5条）。

たとえば、こんな場合どうでしょうか。ある夫が離婚についてA弁護士に相談しました。相談した内容には、妻には秘密にしていること（実は妻はまだ知らないのですが、不倫してお付き合いしている女性がいるんです。など）も含まれています。その後、何も知らない妻も偶然A弁護士に相談にきました。A弁護士は弁護士として守秘義務を負っていますので、もちろん夫の不倫のことは話しません。でも、もし後からこの夫と妻が、ふたりともA弁護士に相談していたことがわかった場合、ふたりはどう思うのでしょうか。夫は、弁護士に話した不倫のことを伝えてしまったのではないかと心配になるかもしれません。一方で、妻は先に夫の相談を受けていたならA弁護士はどちらの味方かわからない、A弁護士のアドバイスは本当に自分にとって有利なことだったのか、後から自分が相談したことを夫に伝えられてしまうのではないかと不安になるかもしれません。

弁護士は、相談者や依頼者の利益を考えてアドバイスをします。その人の味方であることが前提です。でも、両方から相談を受けてしまったらどちらの味方なのかわかりません。それではA弁護士は相談者の利益のために職務を行うことができません。ですので、このような場合はじめから相談を受けてはならないことになっているのです。これは同じA弁護士の場合だけでなく、A弁護士が夫の相談を受け、同じ事務所の

他の弁護士、B弁護士が妻の相談を受けた場合も同じです。

どんな場合が利益相反になるのかは、弁護士によって判断がわかる場合もあります。弁護士がほとんどいないような地域では、ある程度グレーな場合でも相談をお受けすることもあるかもしれません（誰にも相談できないよりはましという判断です。）。でも、充実した相談を行うためには、可能な限り疑いが挟まるような場合はご相談をお受けしない方がよいです。

そんな次第で、せっかくご相談の予約をいただいても、お断りしなければいけないことがあります。このとき、「実は夫からもう相談があったのです。」ということもできません。弁護士に相談をしたこと自体が秘密にあたるからです。「事務所の都合により」とお伝えしていますが、なかなか心苦しいところです。そのようなときはご希望があれば他に相談できるところをご紹介します。

いつも東パブにご相談を繋いでくださる職員のみなさまにはご協力大変感謝しております。わたしたちができることは最大限にやらせていただきたいと思います。ですが、ときには利益相反でお断りしなければならない場合もあることもご理解いただけたら幸いです。

## 外国人・国際部門（FISS）の活動について 弁護士 伊藤 崇

先月のFISSは21か国の方（英語案件54%・日本語案件46%）から新規法律相談を受け付けました。また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。



- ◆ Mercado Latino 11月号記事掲載中（内容：刑事手続）
- ◆ フィリピン現地訪問プロジェクト参加
- ◆ フィリピン大使館の招聘により、フィリピンの離婚制度法改正に関する公聴会に参加
- ◆ ジェンダーダイバーシティのパネルディスカッション（主催：コンサルティング会社HAYS）にスピーカーとして参加

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階  
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

